

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター
ICT環境再構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

生駒市テレワーク&インキュベーションセンターICT環境再構築業務

(2) 実施目的

生駒市テレワーク&インキュベーションセンターIKOMA-DO（以下「イコマド」という。）は、「インキュベーション（起業支援）」「コワーキング（協働）」「テレワーク（サテライトオフィス）」の3つの機能を備えた公の起業・創業支援施設で、生駒市が指定管理者制度により運営している。

平成28年の開設以来、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進したテレワーク環境と、Wi-Fi環境を付貸し、オフィスを提供してきたが、情報機器の経年劣化によるネットワークトラブル発生頻度の増加や、近年のクラウドサービスの利用増加による大容量データ送受信時の通信速度の低下が日常的に発生し、業務効率に影響を及ぼしている。

これらの問題を解決するため、老朽した情報機器を入れ替えることでネットワークの安定性を確保し、さらにWi-Fi6や5Gなど今後の通信技術に対応するための基盤を構築して将来のニーズに備えるとともに、現行の施設内LANケーブルを最大10Gbpsの通信速度に対応したCat6Aケーブルに交換して安定したネットワーク環境を確保する。また、外部からの干渉を抑制する高い耐障害性設計により、ネットワーク利用時の信頼性を向上させ、いつでも安心して利用できるICT環境の整備を実施する。

(3) 業務内容

本業務では、別紙「新ネットワーク構築仕様書(案)」に定める「仕様1」と「仕様2」の両方を満たす提案を求める。

- ① インターネット回線引き込み
- ② 施設内LANケーブル敷設
- ③ ネットワーク関連機器入替
- ④ 保守・問合せサポート
- ⑤ マニュアル作成
- ⑥ 運営管理業務

詳細は、別紙「生駒市テレワーク&インキュベーションセンターICT環境再構築業務仕様書」を参照のこと

(4) 実施場所

アコールいこまもやい館3階・4階及び、令和8年4月1日から新たにテレワーク&インキュベーションセンター施設として運営を開始するセイセイビル1階内

(5) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日

構築業務について、アコールいこまもやい館3階・4階においては、準備が整い次第、速やかに着手し、令和8年1月末を目途に完了することが望ましい。

セイセイビル1階については、建物工事完了後、速やかに着手し、令和8年3月31日までに完了すること。なお、施工業者との調整により支障がないと判断される場合は、工事完了前であっても着手することができるものとする。

2 業務に要する費用（予定価格）

16,050,000円（消費税および地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ⑦ 公示日から過去5年間に於いて国、地方公共団体や民間企業等から同種同規模業務の受注実績があり、本業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。

(2) グループ又は共同企業体（以下「グループ」という。）による提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格（1）①～⑥をすべて満たさなければならない。また、グループの代表者は、その責任において本業務全体の進捗管理及びとりまとめ等を行うこととする。なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

4 現地確認及び説明

本業務の実施にあたり、下記のとおり現地確認及び説明を実施することとする。希望する場合は、指定の方法で事前に申込みを行うこと。

(1) 日 時：以下のいずれか

- ① 令和7年8月21日（木）
- ② 令和7年9月 2日（火）
- ③ 令和7年9月 3日（水）

（各回とも時間枠は9時～11時、13時～15時、15時～17時とします）

(2) 対象施設：

- A) アコールいこまもやい館3階・4階
- B) セイセイビル1階

- (3) 申込期限：令和7年8月20日（水）正午まで
- (4) 申込方法：電子メールもしくは電話にて商工観光課まで連絡すること
- (5) 備考：
 - ・現地確認への参加は任意です。
 - ・当日は社名入りの名札を着用し、担当者を明示してください。
 - ・当日参加する担当者は、原則3名までとします。
 - ・申込時に、希望する施設（A、B、または両方）及び希望する日時を明記してください。
 - ・原則として、各時間枠は原則1社ずつのご案内となり、先着順で調整させていただきます。ただし、希望者多数の場合は、実施時間を調整する場合があります。
 - ・集合場所等の詳細は、参加申込後に連絡します。
 - ・施設Aの3階に設置されているハブボックス内部については、当日の現地確認ではご覧いただけません。代替として、本市にて撮影した写真を提供いたします。そのほか、施設の運営状況等により、当日一部のエリアについては見学できない場合があります。
 - ・現地確認に参加されない場合でも、ハブボックス内部の写真や施設Bの最新図面案の資料は提供可能です。ただし、資料の提供にあたっては、秘密保持契約等の取り交わしが必要となります。

5 質問の受付および回答

- (1) 提出期限 令和7年9月5日（金）正午まで
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
（電子メールアドレス） keizai@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和7年9月16日（火）
- (4) 回答方法 午後5時までに生駒市ホームページに掲載

6 企画提案書等の作成および提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）原本1部
 - ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等
 - ア～キ、シは原本1部・副本6部、ク～サは原本1部。なお、本市の令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、ク～サを省略することができる。
 - ア 会社概要（様式3）
グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。
 - イ 業務実績調書（様式4）
 - （ア）業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（紙媒体、データ媒体等）がある場合は添付すること。
 - （イ）グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。
 - ウ 担当者名簿（様式5）
 - エ 再委託調書（様式6）
再委託する場合のみ
 - オ グループ協定書（様式7）
グループによる提案の場合のみ
 - カ 企画提案書（様式任意）
別紙「生駒市テレワーク&インキュベーションセンターICT環境再構築業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。
 - キ 参考見積書（様式任意）
事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

- ク 印鑑証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】
- ケ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- サ 誓約書（様式8）
グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。
- シ 役員等一覧表（様式9）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和7年9月26日（金）15時まで（必着）
- ② 提出場所 生駒市 地域活力創生部 商工観光課 産業雇用係（市役所2階27番窓口）
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

7 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書および企画提案書を審査し、高評価を得た提案者5者を選考します。ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査とヒアリングなどによる審査を実施することがあります。

実施日：令和7年10月1日（水）（予定）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査で選考された提案者に対し、企画提案についてのヒアリングなどを実施し、審査基準に基づいて再評価を行い、最も優れた提案を特定します。この際、事前に提出した企画提案書以外の資料を用いることは認められません。なお、評価点が同点の提案者が2者以上いる場合は、審議により順位を決定します。また、評価点が75点に満たない場合は、特定者なしとすることができます。

実施日：令和7年10月6日（月）（予定）

実施時間、集合場所については別途通知する

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面で通知します。なお、選考を通過した提案者のみ、第2次審査の日程などを電話または電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を書面で通知します。

8 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査されます。

- (1) 企画提案書・ヒアリング（専門性、実現性、業務理解度など）：115点／150点
- (2) 業務実施体制（業務実績）：10点／150点
- (3) 参考見積書・運用費用：25点／150点

9 日程

公示	8月15日（金）
質問締切	9月5日（金）正午まで
質問回答	9月16日（火）HPで掲載
企画提案書等締切	9月26日（金）15時まで
第1次審査（予定）	10月1日（水）

第2次審査（予定）	10月 6日(月)
選定結果通知（予定）	10月 7日(火)
契約締結（予定）	10月中旬
業務開始（予定）	10月中旬以降

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、2.業務に要する費用（予定価格）を越えたもの

11 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効するとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとするとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市地域活力創生部 商工観光課 産業雇用係 担当：細川・田中
 生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111（内線）2262
 メールアドレス keizai@city.ikoma.lg.jp